

1. 件名：東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（原子炉建屋放射線モニタの設置場所変更）に係る事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年11月1日 16時00分～16時45分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、  
秋本安全審査官、小野安全審査官、上田審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

東海第二発電所 副所長、他4名

東海第二発電所 保守室機械Grマネージャー※、他4名※

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

#### 6. その他

提出資料：

- (1) 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料(改12)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁上田です。それでは時間になりましたので、本日のヒアリングを始めます。本日は、東海第2発電所の設計及び工事計画の変更認可申請についてです。
0:00:13	説明を事業者からお願いします。
0:00:16	原電の小林です。
0:00:18	本日は、前回コメントいただきました補足説明資料の1と2を一部修正いたしましたよねその修正箇所のご説明、
0:00:28	そして新たに補足の7を作りましたので、その説明をさせていただきます。失礼します。
0:00:38	日本原電の高林でございます。
0:00:41	それではですね、補足の1の紐付表の修正を行っておりますのでまずそちらをご説明差し上げたいと思います。
0:00:54	今回の変更点になりますけれども、まず表の上にある、判例ですね、こちらの記載が同じような言葉を使っていてわかりにくいというところをコメントをいただいておりますので、
0:01:08	赤Gによってですね、修正箇所の方を、修正箇所の方を色別でし、記載しております。
0:01:18	中身ですけれども、緑のもので、こちら、添付する書類ということで、条文適合のために内容を変更した書類ということを前回書いておりましたけれども、
0:01:29	一部確認、条文適合の内容を確認するために変更をかけているといった内容もございまして、1から作成しているものと、従来の
0:01:41	記載をですね、充実プラスアルファして書いているものと、あるということでそういったものを分類しております。またこちらについては補足2の方にも、
0:01:52	記載を少し加えておりますので、そちらでご説明差し上げたいと思います。
0:01:58	次青野添付する書類ということですが、こちらの添付する書類、緑と同じ言葉を使ってございますが、青の方につきましては、条文適合のため、内容を確認した書類ということで、変更のない、従来通りの記載でですね、
0:02:15	設計に関する内容を確認したものというところで、
0:02:20	青で記載をしたというところを説明として凡例に記載してございます。
0:02:26	もう一つ、黄色ですけれども、添付しない書類、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	衛藤その隣のグレー、こちらも添付しない書類ということですが、 も、ここの違いについてですけれども、黄色の方はですね、今回の改造 に伴う申請対象とならない書類ということで、
0:02:43	基準適合の条文適合のためのを確認する条文、条項に対応する業務のと ころになりますけれども、
0:02:55	その中で今回の改造に伴う申請対象とならない書類ということで判例を 設けております。もう一方グレーの方ですけれども、こちらは今回の改 造に関係しない条文ということで条文適合の
0:03:10	確認が、不不要と判断した、
0:03:14	上番号のところグレーになっているもの、そこがグレーというところ で、こういった記載に
0:03:22	修正を行っております。
0:03:24	ですね一部、紐付表の中で、修正を加えた箇所がございます。
0:03:30	と、めくっていただいて、2枚目の方になるんですけども、
0:03:35	まず、第35条安全保護装置のところでございます。こちら、一部主機 のものがありません。計測装置の校正に関する説明書云々、この箇所です けれども、
0:03:47	前回提出したものについてですね、緑色で凡例示しておったんですけれ ども、そこ申し訳ありません。扱いが間違っております。こちらは、
0:03:57	内容の変更は、伴っていない確認に使用した書類ということで今回青に 見直しをさせていただいております。で、それに対してですね。
0:04:07	47条警報装置等の方ですけれども、こちらの放射線管理用計測装置2の 構成に関する説明書、
0:04:16	とその
0:04:18	右側ですね放射線管理用計測装置の系統図及び云々と、こちらについ ては、
0:04:24	資料一部修正をしておりますのでこちらが緑ということで、今回、こ の紐付用の
0:04:32	紐付き様の方を修正させていただいております。
0:04:36	ひもつき方の方の変更箇所の説明は以上となります。
0:04:41	続いてですね、
0:04:43	補足2の方に移りますが、
0:04:47	一部記載を変更してございます。まず一つが、一つ目がですね、
0:04:53	補足2-3ページになります。
0:04:58	こちらですね、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:03	こちらですけれども、一番文末のところですね、設備の改造を行うため新規に作成し添付するというので、こちらの先ほどの紐付表で、緑色の凡例に凡例となっている。
0:05:18	ものすけれどもこちら新規に作成して添付しているということをごちらに付け加えさせていただきます。
0:05:26	続いてですね、補足 2-4、
0:05:29	4 ページの方、次ページに移りますが、こちらの発電用原子炉施設の水防護に関する説明書、
0:05:37	こちらですけれども、椅子評価対象の防護対象設備の配置変更のため添付すると、前回記載しておりましたが、及び撤去を行うということで、
0:05:49	今回関係の改造、こちらを今回申請審査の方でご説明しておりますその内容を含むということで、
0:05:56	配置変更及び撤去を行うため添付するという書き方に、見直しをさせていただきます。
0:06:04	もう 1 ヶ所、補足 2-6 ページになります。
0:06:08	こちら放射線管理用計測装置の校正に関する説明書は下段の下段の放射性管理用計測装置の系統図及び云々と、
0:06:19	こちらですけれども、同じような記載を追加してございます。
0:06:24	と、
0:06:25	補足 1 で確認した書類であることから添付するというを書いておりますが、今回、既工事計画では、本改造の改造等の工事を行う計画がなかったため、
0:06:36	本設備に関わる記載がなかった。
0:06:39	ということで、この後の 1-7-1 というのはもう従来よりある説明書になります、そこについては、今回の改造対象であるダクトモニター、こちらの記載がなかったということをごちらにまず書いておまして、
0:06:53	なかったのですけれども、今回補足 1、N o 添付書類として確認する必要があるということで記載を追加し添付するというを
0:07:03	書き加えさせていただきます。
0:07:07	以上が、補足 1、紐付表及び補足 2 の方の変更点、コメントに対する回答とさせていただきます。
0:07:16	一度ここで切らせていただきたいと思います。
0:07:20	規制庁植田ですありがとうございます。それでは質疑に移りたいと思います規制庁側から何かありますでしょうか。
0:07:33	規制庁の片桐です。紐付け表の方で、5 ページで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:41	44条のところ赤Gが二つふ増えて前は青だったと思うんですここは説明はなかったんですけど、
0:07:52	変えられた理由っていうのはあるんでしょうか。
0:07:56	はい、原電の高林でございます。失礼いたしました説明が漏れました。
0:08:00	こちらですね、原子炉格納施設、この2項目につきましては、前回の資料では落とさせていただいておりました。
0:08:08	ですがですね、添付書類の方について、先のヒアリングの方でもご説明させていただいたかと思うんですけれども、
0:08:19	今回のすい星対象施設として原子炉格納施設は、該当しないと今回は、放射線管理施設及び継続線形等施設が、
0:08:32	申請対象ということになってございますので、こちらの説明書は添付はしないと。
0:08:42	いう位置付けとしておったのですけれども前回の資料では、添付するという、青の凡例となっていた。
0:08:50	なっておりますので今回黄色ということにさせていただいております。いかがでしょうか。
0:08:57	規制庁の方ですところ説明書の中を見ると、例えばなんか、原子炉建屋原子炉棟で、
0:09:05	放射性物質の濃度を低減するとか、あと、
0:09:10	下建屋、
0:09:14	放射能高信号により、常用系を閉鎖して
0:09:19	非常用ガス再循環系を起動させる設計とすると、という記載とか、
0:09:25	今回の変更に係るような記載が含まれてると思うんですけど、そこは変更ない旨を添付して示さなくてよいという整理なんでしょうか。
0:09:40	日本原電の高林でございます。今ちょっとおっしゃられたところの内容というところで、換気系の起動云々と、そういったところを実際に捕捉し、
0:09:55	説明資料の方で確認する内容として設けてございますけれども、
0:10:02	モニター、今回変更によるモニターそちらに関する、そちらからの起動信号であるとか、こういった
0:10:12	内容については、計測制御側の添付資料の方でお示ししている内容でございます、
0:10:23	と、
0:10:24	補足5-1-5-3とか1-5-4といった計測制御装置側の
0:10:34	失礼しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:38	安全保護装置側ですね、青で示しております。
0:10:44	計測装置に関する説明書、
0:10:47	であるとか工学的安全施設等の起動信号、軌道回路の説明及び運搬といった、そちら側で説明されているものでございまして、
0:11:02	こちらを示す原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
0:11:06	及び、原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書こちらについては、
0:11:16	昆ですね。
0:11:28	原子力規制庁の宮本ですけど。
0:11:31	まずつけなくていいというのは、明らかに関係のないもの。
0:11:35	はつけなくていいかもしれないですけど基本的にはつけてくださいなんですよ対象条文は、
0:11:42	さらに言うと、この前まで、
0:11:45	前回までブルーにしていたものを、
0:11:49	黄色になりますって言って、んなるっていうことは、もう対象が変わっちゃうので、それ安易にされてしまうと、我々の審査がいつまでも終わりませんこれは、
0:12:03	その認識を持ってこれ資料作られてます。
0:12:14	原電の小林です。おっしゃる通りだと思ってます。
0:12:19	ただ、ただまずこちらからの御示ししたのは、
0:12:22	当該第 40 条が計測制御棟放管施設には該当してないと。
0:12:28	いう末立ち位置に立つと、ここは、
0:12:31	申請書としては、添付、
0:12:34	しない方がいいのではないかと、いうふうに考えまして今回、色を変えたというところがございます。
0:12:44	店舗をするとなると、格納施設が申請対象設備になってしまうというところで、
0:12:50	そこ Source そういう整理だとどうなるかなと思ひまして、
0:12:55	今回のモニターが放管と継続制御に該当するという立ち位置に立つべきかなと思って、今回修正をしました。
0:13:30	まずこれオレンジの対象条文してるんですよね。
0:13:37	今の木場さん言われた話と、
0:13:40	この対象条文としてる話と今しようがないですか。
0:13:52	小橋です。確かにそこにはそこがある。
0:13:56	かもしれないです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:59	ちょっとごめんなさい。
0:14:33	はい。現在小林です。コメントご理解と理解しました。当該色を変えた元に戻します。
0:14:40	土肥の申請書3月1日に入ってませんので、そこは新たに追加するという形で対応いたします。
0:14:50	規制庁宮ですけどね。今、ここの日持ち協の見方って、このオレンジが対象条文にしていますよねと。
0:14:58	オレンジっていうのは濃いオレンジね。
0:15:01	黄色は対象条文で関連条文としての扱いになってますよねと。
0:15:07	今さっき私が言ったのは、これ対象条文として44条やってるにもかかわらずさっき古閑さんの説明がいやこれ対象条文じゃありませんみたいな説明されたので、
0:15:16	要はそこが我々と同相違層位があるんだったら、
0:15:20	そこは、我々としてもう一度確認する必要があるので、原点に立ち返って、もう1回確認しますする方向っていうのも別にやぶさかではないですよ。
0:15:31	我々は前回これがオレンジになって俺に言ってこの色になっていて、加来様はこのブルーになるになって、
0:15:40	ブルーになった上で、要は
0:15:42	影響を与えないということの添付資料をつけられるということだったので、対象条文としての大府の説明書がつくんだなっていう認識を持って処理しようと思って
0:15:54	て剛性の確認をしようと思ったんですけど、今日になってその話が、
0:15:58	いや、対象条文じゃないので、対象は対象条文なんだけど、御説明資料も何もつきませんって言われてしまうと、
0:16:05	この取り扱いってどうするんだろうなっていうのは、まだ宙に浮いてしまうので、そういうふうな取り扱いをしてしまうと、今まで前回からヒアリングでやってきた整理してきた話がまだゼロに戻っちゃうので、
0:16:20	そこを確認したかったんでもしそれが、
0:16:25	やっぱりこれを黄色か何かにしてオレンジじゃなくて黄色の条文にして、
0:16:29	これを黄色に全部しか見ますっていうなら、そういう説明をしてくれればいいんですけど、そこがはっきりしないまま、一応立ち位置を確認してここオレンジにしましたっていうと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:40	今までのロジックと合わないっていうことを私は言ってるんですけど、大丈夫ですか。はい、小橋です。理解しております。なので、こちら側の考え方を変えるといいですか。
0:16:52	44条が審査条文であるならば、それにひもづくものをしっかり審査対象としてお示しすると。
0:17:00	ということで、理解しております。
0:17:08	はい。私の方は以上ですか。あれば、
0:17:15	じゃあこれでヒアリングの方を終了したいと思います。大丈夫すいません。すいません。鈴木を説明くださいお願いします。
0:17:26	日本原電の高梨でございます。では引き続きましてですね、補足の7の説明をさせていただきたいと思いますが、
0:17:36	その前段としてですね、3月1日に申請させていただいております申請書の内容についてと、
0:17:45	簡単にご説明させていただきたいと思います。
0:17:49	別冊で
0:17:51	ご用意いただいております。
0:17:54	ものになります。
0:18:09	す令和4年3月1日にですね、設計及び工事計画へ、
0:18:15	工事計画の認可申請書ということでご提出を申請をさせていただいております。
0:18:23	この中身でですね、今回の申請の内容についてお示ししております。
0:18:31	お示ししておりますが、
0:18:32	まず申請範囲ということで、3ページ目。
0:18:37	になります、
0:18:41	申請範囲としまして、
0:18:45	申請範囲のうち令和2年4月1日の法改正等を踏まえた工事の方法については令和2年4月1日以降に行う、設計及び工事の計画の設計及び
0:18:56	令和2年4月1日以降に、認可を受ける範囲の設計及び工事の計画の工事について示すものであるということで、今回の申請の
0:19:07	対象としましてですねその下3行、A3の方に変更に係る発電用原子炉施設の種類のということで、
0:19:14	まず一つ、4、計測線系統施設、こちらの7工学的安全施設等の起動信号、7ポツ3、原子炉建屋が処理系、こちらの原子炉建屋放射能更新をこちらについてまず一つ。
0:19:29	これに付随します、基本設計方針適用基準規格、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:34	の方、あわせて計測線系統施設に関わる工事の方法、こちらの方をまず一つと、
0:19:40	もう一つ、6、放射線管理施設、
0:19:43	こちらについてまず1、放射線管理用計測装置、(1)、プロセスモニタリング設備、
0:19:50	は、として放射性物質により汚染する恐れがある管理区域から、環境に放出する排水中または排気中に、の放射性物質のケースを計測する装置ということで常設の
0:20:04	原子炉建屋換気系ラックと放射線モニターと、こちらが対象の設備となっております。こちらに付随します基本設計方針適用基準規格、
0:20:13	及び、工事の方法について申請をさせていただくものとしてごさいます。
0:20:18	続いて4ページに移りますが、こちらまず、計測制御系統施設、こちらの要目表の方、お示ししてごさいます。
0:20:27	変更となる箇所はですね、一番
0:20:30	こちら3項目書いておりますが、一番上の原子炉建屋放射能高になります。変更箇所ですけれども、変更後ということで、
0:20:41	溢水防護上の区画番号ということで、Cs3-2、3-2の方から、Cs I本3-3ということになります。
0:20:51	この下段はRB6-1、RB-6の6-1ということになりますがこちらは、
0:20:59	原子炉建屋6階の方の放射線モニター側の方をお示ししておりますのでこちらについては変更なしと。
0:21:07	いうことをこちらで記載してごさいます。
0:21:11	続いて6ページから関連する
0:21:16	基本設計方針の方ですけれども、
0:21:19	今回、申請に関わるものに限るということで
0:21:23	今回の原子炉建屋換気系、放射線ダクトモニターこちらに放射能高に関連する部分のみを抜粋して添付してごさいます。そちらが、
0:21:35	678ページ、六、七ページですね。
0:21:39	8ページの方は、主要対象設備ということで
0:21:44	そのあと、9ページの方にす、原子炉建屋放射能高、こちら、主要設備リストということで、当該設備について抜粋を
0:21:54	設けているという状況で、内容になってごさいます。
0:21:58	続いて適用基準及び適用規格ということでこちらも該当するところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:04	を抜粋して記載、
0:22:07	続いて 11 ページの方が工事の方法というところで
0:22:12	この工事の方法につきましては、
0:22:16	継続線形等施設に関わる工事の方法は、原子炉本体における原子炉本体に関わる工事の方法、そちらの方をに従うということを記載してございます。
0:22:26	続いて 12 ページになりますが、こちらは放射線管理施設、こちらの要目表になってございます。
0:22:38	原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターということで今回の変更の対象となるものは、
0:22:47	この二つ分かれております。左側の方になります。
0:22:52	こちらでございましてCSA取り付け箇所のうちですね、Cs-3-2、こちらが先ほどの継続線形と施設同様にCS-3-3、こちらに
0:23:06	移設するという形でこちらが変更になるということでございます。で、一つ上の設置床についてですけれども、
0:23:16	変更前のところ、EL、23.00 となってございますが、こちらと、一部、
0:23:26	なってございますが、こちらはEL22 が正ということでございました。こちらはこれまでのヒアリングで、ここに一部記載の誤りがありましたというところを説明させていただいたところでした、今回
0:23:40	移設しますCS3-3、こちらについてEL22 メートルというところが、いうところ、こちら正しい記載となってございます。
0:23:49	要目表についての変更箇所は以上となります。
0:23:53	続いて基本設計方針、
0:23:57	こちら、放射線管理施設に関わる基本設計方針等該当する箇所の抜粋を添付してございます。
0:24:07	そのあと、主要設備リストと、
0:24:10	いきまして
0:24:13	その後、20 ページ以降、こちらはですね共通項目ということで、原子炉冷却系統施設、
0:24:20	こちらから共通項目は呼び出すということになってございまして、
0:24:25	こちらに関して申請に関わるものについて抜粋して添付をしてございます。
0:24:32	そちらがちょっと続いておりまして
0:24:42	47 ページまで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:45	減少冷系等施設の共通項目の抜粋ということで、添付してございまして48ページ。
0:24:53	こちら、
0:24:55	こちらからは、
0:24:57	3、
0:24:59	火災による損傷の防止ということがありまして、こちらは別でまた基本設計方針の方をお読み出す形となっております。また4ポツ、こちら溢水等についても、別で椅子浸水防護施設の基本設計方針そちらの方から呼び出すということになってございます。
0:25:18	その5ポツ、こちらまで、原子炉せ、原子炉冷却系統施設の共通項目に関わるところですけれども、
0:25:25	設備に対する要求ということで関連する箇所を抜粋して添付してございます。
0:25:37	はい。
0:25:41	で、63ページ。
0:25:43	これでいきます。
0:25:45	こちらには、共通項目の基本設計方針として、火災防護設備の個別項目の基本設計方針ということで、申請に関わるところを抜粋して、添付してございます。
0:25:57	こちらが65ページまで、
0:26:00	66ページからは、浸水防護施設、そちらに関する基本設計方針のほうを添付していると。
0:26:07	いう形になってございます。
0:26:11	その後、70ページになりますけれども、こちらは、放射線管理施設に関わる、今回の申請、範囲に関わる適用基準、規格というところを、
0:26:23	抜粋して記載してございます。
0:26:25	その後、71ページ。
0:26:28	こちらは、共通項目ということで減少冷却系統施設の適用基準、適用規格の抜粋ということで添付をしてございます。
0:26:43	76ページ、こちらは火災防護設備、こちらの適用基準規格、77ページが、
0:26:52	浸水防護施設、こちらの適用基準、規格の抜粋と、
0:26:58	いうことになってございます。
0:27:01	はい。いいですか。
0:27:03	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:04	ではですね、この申請に対してこれまでの審査を受けての変更が必要と
0:27:13	考えておりますところを補足7にてご説明をしたいと思います。
0:27:22	補足、7のですね、16ページ、1ポツ変更項目ということで、続いて17ページ、18ページの方に、
0:27:33	変更をが必要と考えておるものを、
0:27:39	リスト化してございます。
0:27:46	そうですね。工事の結果、工事計画の中では、
0:27:51	今回追加す。
0:27:54	左側に変更項目で、その隣に変更内容ということで追加もしくは変更、及び後は削除という項目もありますが、そういった中で当初申請から変更となる箇所を記載を整理をしてございます。
0:28:10	実際の内容の方ですけれども、
0:28:15	21ページ。
0:28:18	2シリーズさせていただきます。
0:28:21	こちらですね、今回審査の中でですね、
0:28:25	原子炉制御室等ということで、
0:28:30	適用基準、
0:28:32	技術基準の適合性の確認の内容でですね、用いたところ、そちらに関連して、申請として添付が必要なものというところで、中央制御室機能というところで、
0:28:45	この内容に変更がないというところを確認したものを添付してございます。
0:28:52	続いて、
0:28:53	22ページに移ります。
0:28:56	こちらは、放射線管理施設の基本設計、適用基準規格、こちらの方になりますけれども、
0:29:03	こちら最初の方は、先ほど申しましたところがついてございまして今回追加とし、しましたところが、
0:29:11	24ページ。
0:29:15	こちらの下段になりますけれども2ポツ、換気設備生体遮へい装置等ということで、
0:29:23	今回、これまでのヒアリング審査の中で
0:29:30	とですね、適合性の確認が必要となったところで今回対象としているところを、抜粋添付ということでしております。25ページ、こちらの方には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:41	中央制御室換気系及び原子炉建屋常用換気系は生体遮へい装置等ということで、関連する箇所を抜粋して添付しております。
0:29:54	続いて 26 ページ、こちらには適用基準、適用規格、こちらも先に説明いたしました放射線管理施設、
0:30:03	そちらの適用基準規格に対して変更す、になってございます。
0:30:09	続いて 28 ページ。
0:30:12	こちらは原子炉格納施設、こちらについて
0:30:18	関連する箇所の基本設計方針ということで、第 2 章、2 ポツ原子炉建屋内の原子炉建屋原子炉棟等、
0:30:28	ということとは、その下段ですね、3 ポツ、圧力低減設備、その他の安全設備ということで、
0:30:35	3 ポツ 3、放射性放射性物質濃度を制御設備、
0:30:40	及びその内容として原子炉建屋ガス処理系ということで基本設計の方を添付をしております。
0:30:49	29 ページ、それに伴います適用基準規格というところを示してございます。
0:30:57	以上が本文、国関連する変更箇所となっております。
0:31:04	続いて 30 ページになりますけれども、工事の工程表ですけれども、
0:31:10	今回、いろいろ審査を受けてですね、
0:31:13	工事工程の方見直す必要があるということ判断いたしまして、
0:31:19	今後このようなことでお示しをさせていただく予定でございます。
0:31:26	続いて 31 ページ。
0:31:28	今回の申請、理由ですけれどもこちらの変更ということでへん。
0:31:35	今今回のす。
0:31:37	工事計画の変更理由ということで、
0:31:40	記載をしております。
0:31:43	中身については平成 30 年 10 月 18 日付元気ハツダイ 1810181 号にて認可された工事計画の一部において、
0:31:53	二次格の切バウンダリ機能の信頼性向上のための原子炉棟換気系のダクト改造を含めた系統構成の変更に伴い、原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターを移設する当該放射線モニターの移設に伴い、溢水防護区画が変更になるため、
0:32:09	溢水防護上の区画番号を変更するというので
0:32:14	変更の理由と、
0:32:15	考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:17	そのあとはですね、5 添付書類ということで、これまでの基準適合を確認していく中で今回追加する必要があると。
0:32:29	なったものについてあとは一部変更ですね。
0:32:31	こちらの内容について
0:32:34	添付をしてございます。
0:32:36	34 ページから、こちらは、設置許可との整合性についての資料の抜粋が、
0:32:44	作られておりました、
0:32:46	38 ページ。
0:32:48	こちら、溢水に関する防護すべき設備の設定ということで先ほど補足 2 の方で説明をさせていただきましたが、当初はモニターの部分の移設に関する区画番号の変更のみを
0:33:04	説明する資料として添付してございましたが、41 ページのほうをご確認いただきたいと思います。
0:33:12	一部、換気系の隔離ダンパ
0:33:16	の撤去というところをご説明させていただいておりますので、そちらについて反映す、反映するという形で、
0:33:25	この表 2-1 の中段より下ですね、撤去のため本リストより本リストから削除ということで、四つ、A、A2、
0:33:36	二つの吸気隔離ダンパ、
0:33:38	等も二つ、廃棄隔離ダンパということで
0:33:42	記載を加えてございます。
0:33:46	43 ページ、こちらは
0:33:49	吸気系の隔離ダンパが設置されております C s 3-1 というところで該当すると、溢水防護区画ということでお示しをしております。
0:34:00	最後になります、44 ページ、こちらは、
0:34:04	失礼しました。
0:34:06	この後 44 ページは中央制御室関係の今回加える書類、
0:34:12	と、48 ページ、こちらは地盤について
0:34:16	加える書類、
0:34:17	50 ページ。
0:34:19	こちら、5-2 の 8-2-4 ということで放射線モニターの耐震性についての計算書ということで、当初の申請では、
0:34:29	既工認によるということで、まとめて記載してございましたが、一部、最終的な評価の結果のところですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:40	記載の誤り、適正化が必要な箇所があるということで、そちらをお示しするために一式ということで添付をしてございまして、
0:34:50	変更箇所としては、54 ページ。
0:34:54	なります。
0:34:55	こちら、
0:34:58	一番上の 1 ポツ 1 設計条件の表になりますけれども、このうち、据えつけ場所及び床面高さのところですね、E L 22.00 と、
0:35:10	こちら、従来 23.00 という記載でしたが、今回 22.00 というので記載の適正化を行って、お示しするというので添付をしてございます。
0:35:21	変更箇所は以上となります。
0:35:25	吉江長植田です。ありがとうございます。それでは今んところまで、規制庁側から何かありますか。
0:35:37	規制庁の片桐瀬戸確認だけなんですけど 30 ページの工事工程表なんですけど、
0:35:43	これ当初申請の時だと今年の 9 月からやる予定だったと。これ今、23 年度 2 月ってことは、再来年の
0:35:53	工事になるんですか。
0:35:57	24 年の 2 月になるん。
0:36:02	ですか。
0:36:03	原電の高林でございます。藤。はい。
0:36:07	次、20、23 年度と書いてございますので実際 24 年の 2 月からということで計画を見直すということを考えてございます。
0:36:18	ま、
0:36:19	こちらについては可能な限り早くあるんですけども、いろいろと
0:36:25	いろいろ設備の工程、
0:36:27	工程の関係上、隔離ができるできないというところいろいろございまして、はい。
0:36:33	規制庁から、審査の延びた分遅れたわけじゃなくて他のもろもろの工事等も含めてそれぐらいの時期になったということではございます。
0:36:47	あとすいません私ちょっと 17 ページ 18 ページで確認したかったの変更項目のところで追加するのはいいんですけど、
0:36:55	18 ページで削除する。
0:36:57	で言っているのはこれはなぜ削除するんですかこれ削除するというのは二、三十、
0:37:05	3 月に出したのから削除するのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:09	既工認から削除するか、どっちでしたっけ。
0:37:13	原燃の高林でございます。こちらについては3月1日申請分から削除するという形でございます。
0:37:21	これは何で削除するんですでしたっけ。
0:37:25	そうですね。こちらにつきましては、第1回の変認、RHRの配管改造、その時の添付の内容を踏襲してございます。
0:37:37	こちらちょっと先ほど一部議論になったところもあって恐縮なんですけれども、
0:37:43	今回のこの申請の範囲として、この直接的にこの
0:37:48	はい。浸水、どの設備であるとか火災に関連したその図面等というのは直接関連するものではございません。申請の設備でもございませんので、
0:37:58	添付から削除するというので今考えてございます。
0:38:05	ちょっと気になってるのは、
0:38:09	強度のところは津波と浸水の配慮必要な設備だからいいんだけど、図面のところで、
0:38:15	今回、モニターが移設になるので、
0:38:19	そうすると火災区域、
0:38:22	区画でもいいんだけど、
0:38:24	が、
0:38:25	変更になるような気もするんだけどこれ火災防護対象設備にはしてないんですでしたっけ。
0:38:31	原電の高林でございます。今回の申請している当該モニターについては、火災の防護対象設備とはしてございません。わかりました。それでこの9-3-6の図はいらないと。で、
0:38:45	あとは、
0:38:46	そういうことか。だから、他のやつも浸水防止設備だから津波に関係する。
0:38:55	図面がメインになっているので、溢水の話とは違うってことですか。はい。その通りでございます。防潮低であるとか、須貝加来の本といったところの図面が、
0:39:08	こちらに冊削除ということで書いております。
0:39:13	わかりました。要はRHRのときと同じ添付資料にしてしまったので、
0:39:20	対象じゃないものまで全部ついてましたってそういうことですか。はい。その通りでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:26	はい、わかりました私の方は以上です。
0:39:34	規制庁植田です他に何かありますか。
0:39:45	規制庁江田です。どう確認しますので少々お待ちください。
0:40:09	規制庁植田です。
0:40:13	他に何か
0:40:15	事業者からありますか。
0:40:18	当県の小林佃特にございません。
0:40:23	それでは本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。